

平成30年9月10日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成30年9月10日(月)午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者18名

1番 山崎 清弘 2番 鈴木 明 3番 棒引 昭治 4番 前田 登  
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 廣田 純一郎 8番 瀧本 和明  
9番 田中 壽一 10番 青木 登 11番 日下 崇 12番 鈴木 直孝  
14番 上中 悠司 15番 岡上 達 16番 川井 洋之  
17番 長嶺 博司 18番 松本 忠巳 19番 峯園 五郎

欠席者 13番 上森 力

事務局 農地係長 岡内伸午 企画員 片井恵子 企画員 里上佳史

会議録署名委員 12番 鈴木 直孝 14番 上中 悠司

議 長

皆さん、こんにちは。皆さん台風の影響は無かったですか。農家の皆さんは、台風前の対策や台風後の片付けなど苦労が続いていると思います。今回は停電も発生し不便を強いられました。農地を守ることが農業委員会の仕事であります。災害が起こる度に、農地を守ることの大変さを痛感します。みかんについては、これから作業が始まっていきます。雨が多いため味の心配もされています。稲刈りも遅れていたり、田に入れない状態が続いているのではと思っています。このような状況ではありますが農業に取り組んでいただきたいと思います。それと、本日は、那須局長が市議会出席のため欠席となります。それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告と田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございましたので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 土屋

それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1、262㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成30年8月1日です。引き続き、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、644㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年10月1日から平成33年9月30日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、259㎡、他3筆、合計1,071㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成30年10月1日から平成35年9月30日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、267㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成30年10月1日から平成35年9月30日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、408㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年10月1日から平成50年9月30日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、486、他5筆、合計4,116㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、

使用貸借の梅、期間は平成30年10月1日から平成40年9月30日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、495㎡、他3筆、合計4,193㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年10月1日から平成36年9月30日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、325㎡、他5筆、合計7,220㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年10月1日から平成35年9月30日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、7,955㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年10月1日から平成35年9月30日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3,887㎡、他1筆、合計8,054㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年10月1日から平成35年9月30日の新規です。合計9件、26筆、33,928㎡、貸し手9名、借り手4名です。ご審議をよろしくお願いたします。

議 長  
委員 全員  
議 長

それでは、合意解約について、ご質問・ご意見ございませんか。  
異議なし。

はい、それでは報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員  
議 長

〇〇番〇〇です。更新です。異議ございません。  
はい、2番。

〇〇番 委員  
議 長

〇〇番〇〇です。異議ございません。  
はい、3番。

〇〇番 委員  
議 長

〇〇番〇〇です。異議ございません。  
はい、4番。

〇〇番 委員  
議 長

〇〇番〇〇です。異議ございません。  
はい、5番。

〇〇番 委員  
議 長

〇〇番〇〇です。異議ございません。  
はい、6番。

〇〇番 委員  
議 長

〇〇番〇〇です。異議ございません。  
はい、7番。

〇〇番 委員  
議 長

〇〇番〇〇です。7番から9番まで異議ございません。  
はい、以上9件、異議なしとのこととさせていただきます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員  
議 長

異議なし。  
はい、それでは、そのようにさせていただきます。以上で基盤法に係る議案は終了しました。続きまして、定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、13番上森委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、12番鈴木委員さん、14番上中委員さんよろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第5号農地等売渡あっせん申出について、議案第6号許

可の取消願（農地法第5条）について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

片井 企画員

1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は851㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は42㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上2件ついて書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員  
議 長

〇〇番〇〇です。異議ございません。  
はい、2番。

〇〇番 委員  
議 長

〇〇番〇〇です。異議ございません。  
はい、議案第1号農地法第3条申請2件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員  
議 長

異議なし。  
はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

里上 企画員

2ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は325㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設325㎡、17.7kW、着工日、工事期間は許可日より2ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意はございません。水利同意は不要です。隣接同意が無いことについての報告書が添付されています。隣接農地は1筆ですが、地域住民の中に太陽光発電施設設置は、好ましくないとの意見がある状況で同意することはできないとのことで、同意を得られませんでした。地元の班長さんを対象とした説明会を開催し、太陽光パネルの反射光が周辺地に及ぶ場合には、遮光等の対策をとるなどの説明を申し上げましたが、数名の方から理解が得られなかったとの内容です。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は1,688㎡の内708㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は共同住宅2棟120.74㎡、駐車場等587.26㎡、合計708㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は平成30年7月20日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域に近接した農地で、第2種農地です。以上2件につきまして、申請書、添

- 付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしく願い申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査の予定日が9月6日だったのですが、台風による影響を懸念し、9月3日に繰り上げて、〇〇〇〇委員・岡内係長・里上企画員と私の4名で調査を実施しました。4条申請2件、5条申請6件、2条申請1件、5条取消申請3件の合計12件の調査を行ってきました。それでは、1番、申請場所は〇〇〇〇から南へ約400m、現況は休耕畑です。
- 隣接状況は東側が畑、西側が雑種地、南側が雑種地、北側が畑です。転用理由は、申請人は会社員で相続により取得しましたが、耕作の時間が取れないことから、放棄地となっており、土地を生かすため、太陽光発電施設として活用したく転用するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル72枚設置 17.7kw発電設備を設置します。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透です。隣接同意がありません。事務局から説明がありましたように、隣接農地所有者は、太陽光発電施設が周辺の農地に影響を及ぼさなくても、景観上や反射光の影響など好ましくないと考えている付近住民の方がいるため同意することはできないとのこと。なお、地元からの要望で、班長の方々には説明会を実施済みです。水利同意は不要であり、農地法としては許可相当と判断します。2番、申請場所は〇〇〇〇から北へ約500m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が畑、西側が市道、南側が畑・宅地、北側が田・市道です。転用理由は、申請人は、農地の維持管理が困難となっていたところ、この度、共同住宅用地として活用するものです。転用内容は、共同住宅2棟・駐車場6台分です。高さ30～70cmの盛土を行います。汚水は合併処理後、雨水とともに西側市道側溝及び敷地内北側の新設側溝へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、逐条審議をお願いします。1番
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおり、隣接農地は作物を耕作していない状況であり、また、農地に与える影響はほとんど考えられないことから許可相当と判断します。
- 議 長 はい、2番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。私は現地調査委員として、この現場を調査しました。特に周囲に与える影響等が無いことと隣接の同意もあり、許可相当と判断します。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは議案第2号農地法第4条申請2件許可相当とのこととさせていただきます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

3ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、この申請は先ほどの4条申請の2番の隣の土地になります。地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は1,688㎡の内979㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は共同住宅1棟295.03㎡、駐車場等683.97㎡、合計979㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は平成30年7月20日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域に近接した農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は279㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟67.08㎡、駐車場外211.92㎡、合計279㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は都市計画用途地域内(第2種中高層住居専用地域)にありますので、第3種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕畑、面積は512㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場512㎡、着工日、工事期間は許可日より1ヶ月以内、農用地の内外は平成30年7月20日に除外となっています。隣接同意はございません。水利同意はございます。隣接同意が無いことについての報告書が添付されています。隣接農地は4筆あり、その所有者は1名です。譲渡人と隣接農地所有者は、以前から関係が良好でなく同意を得られなかったとの内容です。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は409㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場・進入路409㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は平成30年7月20日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。5番です。この5番の申請と次の6番申請で一つの太陽光発電施設を設置する計画です。土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は822㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,233㎡、49.5kW、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は平成30年7月20日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は411㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人以下は5番と同様です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上6件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇から北へ約500m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が市道、西側が畑、南側が畑・宅地、北側が田・市道です。転用理由は、譲渡人は、農地の維持管理が困難となっていたところ、この度、共同住宅用地として利用したいと要望があり譲渡するものです。転用内容は、共同住宅1棟・駐車場15台分です。高さ45～78cmの盛土を行います。汚水は合併処理後、雨水とともに東側市道側溝へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇から北へ約300m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が畑、西側が市道、南側が宅地、北側が宅地です。転用理由は、借人と貸人は親子です。娘夫婦は県外で暮らしていますが、親元近くに住居を構えることを望んでおり、この度、親の所有地を貸借し、建築するものです。転用内容は住宅1戸・駐車場3台分です。切土10cm、盛土5cmを行います。汚水は合併処理後、雨水とともに西側市道の側溝へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。3番、申請場所は〇〇〇〇から南西へ約850m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が畑、西側が雑種地、南側が雑種地、北側が畑です。転用理由は、譲渡人は、農地の維持管理が困難となっていたところ、この度、資材置場として利用したいと要望があり、譲渡するものです。転用内容は建築資材・砂利・石材等の資材置場です。高さ53～81cmの盛土を行います。雨水は自然浸透及び東側の既設排水路に放流です。隣接同意がありません。事務局から説明がありましたように、隣接農地所有者と譲渡人は、以前から折り合いが良くなく、隣接同意を得られなかったとのことでした。水利同意はあり、許可相当と判断します。以上です。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。引き続き私の方から説明させていただきます。4番、申請場所は〇〇〇〇から南西へ約400m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が雑種地、西側が公衆用道路、南側が田、北側が田です。転用理由は、譲渡人は、高齢のため、農地の維持管理が困難となっていたところ、この度、資材置場と借りている農地への進入路として利用したいと要望があり譲渡するものです。転用内容は足場資材、重機及び工事車両の資材置場及び進入路です。高さ30～95cmの盛土を行います。雨水は自然浸透及び西側の既設側溝へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。5番と6番は一つの事業です。申請場所は〇〇〇〇から東へ約1.2km、現況は休耕田です。隣接状況は東側が里道、西側が公衆用道路、南側が田・水路、北側が田・里道、転用理由は、譲渡人は、相続により承継したが、遠方に住んでおり、維持管理が困難となっていたところ、この度、太陽光発電施設として利用したいと要望があり、譲渡するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル256枚設置 49.5kw発電設備を設置します。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透及び南側の既設側溝へ放流です。隣接同意あり、水利同意は不要です。問題ないと思います。以上です。

議 長

〇〇番 委員

はい、ありがとうございます。それでは、逐条審議をお願いします。1番〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番6番異議ございません。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは議案第3号農地法第5条申請6件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。

片井 企画員 5ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が山林、面積は469㎡、他4筆、合計1,379㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は昭和40年頃に杉を植林し、現在は樹齢50年程度の杉立木が生育する山林となっております。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇から北東へ約3km、現況は山林です。隣接状況は東側が山林、西側が山林、南側が山林、北側が山林です。申請地は昭和19年に申請人が父からの相続により取得したが、昭和40年頃に杉を植栽し、その後、間伐等の維持管理をし、50年生の杉が生育し山林として現在に至っています。隣接地の方や地元農業委員さんの証明もありますので、問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、逐条審議をお願いします。1番

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この〇〇〇〇の地域は、農地が残っておりません。異議ございません。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号農地等売渡あつせん申出について、事務局からの説明をお願いします。

里上 企画員 6ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は79㎡、他2筆、合計1,861㎡、希望価格は〇〇〇〇地番と〇〇〇〇地番を合わせて115万円、〇〇〇〇地番を250万円です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上1件、ご審



議の程よろしく申し上げます。

議 長  
〇〇番 委員  
それでは、地元委員の状況説明をお願いします。はい1番。  
〇〇番〇〇です。1番について、所有者は遠方に住んでおられることと、病弱で病院に入退院を繰り返しており、これらの農地の管理ができないとのことで、3年ほど耕作されていない状況です。隣接農地に迷惑をかけたくないとのことから、農地として利用していただける方に譲りたいとのことであり、あっせんの申出がありました。以上です。

議 長  
委員 全員  
議 長  
委員 全員  
議 長  
委員 全員  
議 長  
それでは、地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんをお願いします。以上、委員の皆さん、よろしく申し上げます。  
続きまして、議案第6号許可の取消願（農地法第5条）について、事務局からの説明をお願いします。

里上 企画員  
7ページをお願いします。議案第6号許可の取消願（農地法第5条）です。これら三つの許可で一つの太陽光発電施設を設置する計画の許可取消を願う内容です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は232㎡、他1筆、合計579㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設579㎡、取消理由は譲受人から契約破棄の申出があったため。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は160㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設160㎡、取消理由は譲受人から契約破棄の申出があったため。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は261㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設261㎡、取消理由は譲受人から契約破棄の申出があったため。この3件で合計1,000㎡の太陽光発電施設を設置する計画でした。以上3件について、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長  
〇〇番 委員  
議 長  
〇〇番 委員  
議 長  
議 長  
〇〇番 委員  
議 長  
〇〇番 委員  
議 長  
はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。  
〇〇番〇〇です。1番から3番について、申請場所は〇〇〇〇から南東へ約200m、現況は休耕畑及び休耕田です。隣接状況は東側が雑種地、西側が雑種地、南側が河川敷、北側が雑種地、転用の取消理由は事務局の説明のとおりです。取消する転用内容は太陽光発電施設パネル288枚設置47.2kwの発電設備です。問題ないと思います。以上です。  
ありがとうございました。それでは、逐条審議をお願いします。  
〇〇番〇〇です。1番から3番の取消願について問題ないと思います。  
はい、ありがとうございます。それでは議案第6号許可の取消願（農地法

- 第5条) 3件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局からの説明をお願いします。
- 里上 企画員 8ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,917㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は平成30年8月10日、価格は130万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。以上1件、ご報告申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、あっせんの顛末の報告をお願いします。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について、8月10日に〇〇〇〇において、売渡人さん、買受人さんと私たち委員3名の計5名が集い、あっせんが成立しました。以上、ご報告申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。あっせん委員さん大変ご苦労さまでした。ただいまの報告について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)
- 議 長 無いようでございますので、報告とさせていただきます。それでは、続きまして、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局からの説明をお願いします。
- 片井 企画員 9ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は109㎡の内10㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。以上1件、ご報告申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。ただいまの報告について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)
- 議 長 無いようでございますので、報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。8月の県の農業会議に提出いたしました4条申請1件、5条申請9件につきましては無事答申されましたことをご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から報告があればお願いします。
- 片井 企画員 平成30年度 農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会について説明あり。
- 議 長 委員の皆さま、農業者年金加入推進活動も、よろしく申し上げます。それでは、本日はこれで閉会いたします。慎重にご審議いただきましてありがとうございます。

午後2時59分終了